

小学校・中学校

小学校・中学校

入学までの流れ

多摩市立小・中学校入学については、住所により定められた「通学区域」に基づいて、就学する学校（「指定校」という）が指定されています。ただし、「調整区域」「特例地区」に指定された区域に居住する場合や「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当する場合は就学校の変更を希望できる制度（「条件付学校希望制」という）を設けています。

なお、入学前に市外への転出や市内での転居を予定している場合、お早めに学校支援課までご連絡をお願いします。

また、多摩市立教育センター・特別支援教育マネジメントチームでは、就学相談を随時実施していますので、心身の発達上の心配のあるお子さんや入学について不安のある方はご相談ください。

※61ページの就学相談・転学相談参照

●翌年度に新入学を迎えるにあたってのご案内

- ①4月下旬頃に翌年度の新1年生を対象に、新入学のご案内を送付します。
外国籍の方で多摩市立小・中学校へ入学を希望する方は、学校支援課へ届出が必要です。
- ②5月から、多摩市立小・中学校で学校公開等を実施します。
なお、学校案内のパンフレットは、各学校及びベルブ永山4階学校支援課で配布しています。
- ③10月上旬頃に、新入学保護者説明会や条件付学校希望制の案内、就学時健康診断票（小学校のみ）等を発送いたします。
- ④10月から11月に就学時健康診断を実施しますので、指定された会場・日時に受診してください（小学校のみ）。
- ⑤1月下旬に、入学する学校を記載した「就学通知書」を送付します。
なお、次の場合は学校支援課までご連絡ください。
ア) 就学通知書が届かないとき
イ) 就学通知書を受け取った後に、転居・転出など変更があるとき
- ⑥就学通知書送付後に多摩市に転入または学区が変わる転居をされる方は、住民票の届出後、新入学の手続きが必要です。
手続きは学校支援課窓口のほか、3月末までの転入・転居の場合は、市民課・出張所でもできます。
なお、転入・転居予定の方は、事前に学校支援課まで電話でご連絡をお願いします。
- ⑦1月から2月に各学校において「新入学保護者説明会」を実施します。
- ⑧入学式の日程は就学通知書でお知らせします。
入学式当日は、学校で指定されたもののほか、就学通知書をご持参ください。

●国立・都立・私立学校などに入学する方

入学する学校が発行する「入学承諾書」または「入学許可証」の原本を学校支援課に提出してください。

提出は、入手次第早急をお願いいたします。

●外国籍で多摩市立小・中学校に入学しない方

必ず「就学予定状況調査票」を学校支援課に提出してください。

問合せ 学校支援課学事係(ベルブ永山4F) ☎338-6876

就学時健康診断(小学校)

次年度小学校へ入学を予定しているお子さんがいらっしゃるご家庭には、10月上旬頃に就学時健康診断の通知をいたします。

この就学時健康診断は、多摩市立小学校に入学されるお子さんの健康状況を保護者に把握していただくとともに、教育委員会が保健上必要な助言等を行うために実施しています。

保護者または保護者に代わる方が必ず付き添いのうえ、この健康診断をお受けくださいますようお願いいたします。

問合せ 学校支援課保健・給食係(ベルブ永山4F) ☎338-6879

就学相談・転学相談

就学相談は、小学校・中学校入学を控え、心身の障がいや病気または日頃の様子などから、入学後の学校生活が心配なお子さんが、より適切な教育が受けられるよう、お子さんにとって最もふさわしい就学先を選ぶためのお手伝いをさせていただく相談です。

受付開始については、広報、ホームページに掲載します。早めのご相談をお勧めします。

転学相談は、特別支援学級や特別支援学校などへ、転学を希望する方を対象とした相談で、学校を通しての申請です。

●相談日

月～金曜日、第2・第4土曜日(祝日・年末年始を除く)

●相談時間

10:00～12:00、13:00～17:00

問合せ 教育センター(特別支援教育マネジメントチーム) ☎372-2050

就学に関する各種援助

就学援助制度

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、教育費の一部を多摩市が援助する制度です。

●援助を受けることができる方

援助を受けることができる方は、多摩市に住民登録し、かつ、お子様が多摩市立学校または、公立の義務教育学校や中等教育学校の前期課程に在籍もしくは、翌年度多摩市立を含む公立小学校就学予定児童(ただし、新入学準備金のみが対象)で、下記①～③のいずれかに該当する方です。

- ① 生活保護を受けていること
- ② 保護者が生計を一つにする世帯全員の前年の収入合計額が就学援助費基準額以下であること(※詳しくは、4月上旬に学校から配付するご案内をご覧ください)
- ③ 特別な事情により家庭の経済状況が変わったため、児童・生徒を就学させることが困難と認められた保護者

※なお、上記のほか、援助を受けることができるかどうかの審査を受けるためには、前年分の所得税の確定申告や申請年度の市民税・都民税の申告をしてあること、または、給与所得者で、勤務先から多摩市もしくは前住所地の区市町村に前年分の給与支払報告書が提出されていること等が必要です

●援助の対象となる教育費(※詳しくはお問い合わせください)

学用品費・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、新入学準備金、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、集団宿泊費、医療費、学校給食費

●申請時期

◇年度当初申請

年度当初に、多摩市立小・中学校在校生全員に対して学校を通じて申請書等をお配りします。必要事項を記入のうえ、指定された期限までに申請してください。

◇年度途中申請

年度途中に多摩市に転入した児童・生徒の保護者、世帯の経済的状況が変わったために就学困難となった児童・生徒の保護者は、年度途中であっても申請することができます。

◇小学校就学予定児童新入学準備金申請

10月上旬頃に送付する「新入学の手続について(通知)」の中に申請書等を同封してお配りします。必要事項を記入のうえ、指定された期限までに申請してください。

※他区市町村の公立学校に区域外就学をしている場合や、都道府県が設置する小学校・中学校・義務教育学校または、中等学校の前期課程に在学している場合の市内在住の保護者で申請を希望する場合は、学校支援課にお問い合わせください

問合せ 学校支援課保健・給食係(ベルブ永山4F) ☎338-6875

就学奨励制度

就学奨励制度とは、心身に障がいのある児童・生徒の就学を奨励するため、保護者に対して、教育費の一部を多摩市が援助する制度です。

●援助を受けることができる方

この制度により援助を受けることができる方は、多摩市に住民登録し、お子さんが次のいずれかに該当する保護者です。

- ①多摩市立小・中学校の特別支援学級に在籍していること
- ②多摩市立小・中学校に在籍し、公立小中学校の通級指導学級で指導を受けていること
- ③多摩市立小・中学校の通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当していること

※なお、上記のほか、援助を受けることができるかどうかの審査を受けるためには、前年分の所得税の確定申告や申請年度の市民税・都民税の申告をしてあること、または、給与所得者で、勤務先から多摩市もしくは前住所地の区市町村に前年分の給与支払報告書が提出されていること等が必要です

●援助の対象となる教育費（※詳しくはお問い合わせください）

該当区分	援助の対象となる教育費
①・③	学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、通学費、交流学习習交通費、職場実習交通費、学校給食費
②	在籍校または自宅から通級先校までの通学費

※所得額により、全額支給とならない場合があります

●申請時期

◇年度当初申請

年度当初に、学校を通じて対象者（①・②に該当する方）に申請書等をお配りします。

③に該当する方で申請を希望される場合は、学校支援課までお問い合わせください。
必要事項を記入のうえ、指定された期限までに申請してください。

◇年度途中申請

年度途中に多摩市に転入した方、年度途中に対象者となった保護者は、年度途中であっても申請することができます。

●他の制度との調整

就学援助費と重複して受給することはできません。

両方申請して就学援助費が認定されたときは、通学費、交流学习習交通費、職場実習交通費（中学3年生）のみ支給されます。

〔生活保護世帯の場合は、交流学习習交通費、職場実習交通費（中学3年生）が支給されます〕

問合せ 学校支援課保健・給食係（ベルブ永山4F） ☎338-6875

外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金

多摩市に住民登録をしていて、外国人を対象とした学校に在籍している日本国籍をもたない児童・生徒(小・中学校に相当する年齢)の保護者に対して補助金を交付しています。

●対象条件

- ①保護者が多摩市に住民登録をしていること
- ②子どもが多摩市に住民登録をしており、日本国籍をもたないこと
- ③子どもが日本の義務教育(小学校1年～中学校3年)相当の教育を行う、外国人学校に在籍していること
- ④子どもの保護者で、子どもと同居し養育していること
- ⑤子どもの在籍している外国人学校に授業料を納入していること

●交付額

在籍児童・生徒一人につき、月額1,000円

●申請時期

3月1日～3月15日頃

※祝祭日等により、申請期間は前後する場合があります

問合せ 学校支援課学事係(バルブ永山4F) ☎338-6876

児童館・学童クラブなど

児童館

児童館は、地域における子どもたちの交流の場として、スポーツ、文化、創作活動等を通じて、子どもたちが自由に遊んでいくなかで健全育成を図る施設です。また、各児童館では、季節に応じたいろいろな催しや各種クラブ活動、世代を超えた地域の皆さんとの交流や、乳幼児の親子を対象にした子育てを支援する催しなども積極的に行っています。

●対象者

乳幼児から小、中学生、18歳まで誰でも利用することができます。

●児童館一覧

	児童館名	所在地	電話番号
1	一ノ宮児童館	一ノ宮1-18-7	375-4643
2	永山児童館	永山3-6	373-0991
3	愛宕児童館	愛宕1-65-3	373-7677
4	連光寺児童館	連光寺3-57-1	338-5881
5	豊ヶ丘児童館	豊ヶ丘5-6	338-5882
6	東寺方児童館	東寺方626-7	338-5883
7	諏訪児童館	諏訪2-8	375-0991
8	桜ヶ丘児童館	桜ヶ丘1-17-7	338-7122
9	落合児童館	落合6-5	371-5955
10	唐木田児童館	鶴牧6-14	338-2277

●児童館開館日と開館時間一覧

	児童館名	開館日	開館時間
1	一ノ宮児童館	月～土曜日	9:00～19:00※
		第2・4日曜日	10:00～17:00
2	永山児童館	月～土曜日	9:00～19:00※
		第2・4日曜日	10:00～17:00
3	愛宕児童館	月～金曜日	10:00～18:00
		土曜日	9:30～18:00
		夏季・冬季・春季休業日	9:30～18:00
4	連光寺児童館	月～土曜日	9:00～18:00
5	豊ヶ丘児童館	月～金曜日	10:00～18:00
		土曜日	9:30～18:00
		夏季・冬季・春季休業日	9:30～18:00
6	東寺方児童館	月～金曜日	10:00～18:00
		土曜日	9:30～18:00
		夏季・冬季・春季休業日	9:30～18:00
7	諏訪児童館	月～土曜日	9:00～18:00
8	桜ヶ丘児童館	第2・4・5月曜日	10:00～18:00
		火～金曜日	10:00～18:00
		土曜日	9:30～18:00
		夏季・冬季・春季休業日	9:30～18:00
9	落合児童館	月～土曜日	9:00～18:00
10	唐木田児童館	第1・3・5月曜日	9:00～19:00※
		火～土曜日	9:00～19:00※
		第1～4日曜日	10:00～17:00

※18:00～19:00は中高生専用時間帯です。

問合せ 児童青少年課 ☎338-6884

学童クラブ

学童クラブは、保護者が仕事や病気入院等により昼間家庭にいない、小学校に就学している原則1年生～4年生の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です

※ただし、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童は5・6年生まで。その他の5・6年生は8月一時入所のみ申請可能

●入所の申請ができる方

多摩市内に居住し、小学校に在籍する原則1年生～4年生で次の①～⑥までのいずれかに該当し、その児童の監護に当たることができないと認められる保護者です。

※ただし、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童は5・6年生まで。その他の5・6年生は8月一時入所のみ申請可能

- ①保護者が就労(就学)しているため
- ②保護者が出産、疾病、心身障がい等のため
- ③その児童の親族で長期にわたる疾病・心身に障がいのある者がいる等、児童の保護者が居宅内または居宅外で常時看護や介護に従事しているため
- ④保護者が求職中のため
→3か月間の入所期限 ※4年生以上の保護者は求職中の要件では申請できません
- ⑤その児童の家庭が、火災等により家屋の損傷その他災害復旧のため
→要件がある期間中
- ⑥その他市長が認める場合

※就労等による入所資格要件は次のとおりです

→保護者の勤務等の時間が、15:00～17:00のいずれかの時間帯を含む日中4時間以上で、かつこの条件を満たす勤務等日数が1か月間に12日以上あること

●申請について

学童クラブの入所申請は単年度申請です。

なお、新年度入所申請期間経過後は毎月10日(土・日・祝日の場合は翌日)までに入所申請書を市役所児童青少年課に提出してください(翌月1日付け入所)

※定員に達している場合等は入所保留となります

●育成時間

育成時間は下校時～18:00※

学校休業日(春休み、夏休み、冬休み、土曜日等)は8:00～18:00※となります。

※8:00～9:00、17:00～18:00の時間を利用する場合は入所後に別途申請が必要です

(学童クラブでは17:00には子どもたちだけで集団降所します

17:00～18:00の時間を利用する場合は保護者にお迎えにきていただきます)

※学童クラブの職員が児童を送迎することはありません

※モアサービスとして19:00まで延長育成を行っています

(各学童クラブにて申請、月額利用は月2,500円、日額利用は1回500円を別途徴収)

●休所日

日曜日・祝日・年末年始

●費用

月額7,000円(当月払い・間食費込) ※減免規定もあります

●学童クラブ一覧

	学童クラブ名	所在地	電話番号
1	東寺方小学童クラブ第一	東寺方100	372-7979
	東寺方小学童クラブ第二		
	東寺方小学童クラブ第三		338-5338
2	第一小学童クラブ第一	関戸3-2-23	375-7200
	第一小学童クラブ第二		
3	第一小学童クラブ第三	関戸3-19-1	339-0344
4	永山学童クラブ	永山3-6	372-7980
5	永山第二学童クラブ	永山5-18	371-4921
6	永山小学童クラブ	永山2-8-1	376-7273
7	愛和小学童クラブ	愛宕1-54	372-7981
8	愛宕南学童クラブ	愛宕3-5	372-1667
9	連光寺小学童クラブ	連光寺3-64-1	372-7982
10	聖ヶ丘学童クラブ	聖ヶ丘2-21-1	371-8981
11	貝取小学童クラブ	貝取3-9	372-7983
12	貝取学童クラブ	貝取1-44-1	374-2551
13	第二小学童クラブ第一	和田75	375-9955
	第二小学童クラブ第二		
14	諏訪学童クラブ	諏訪2-8	372-7985
15	北諏訪小学童クラブ第一	諏訪1-60-1	371-7511
	北諏訪小学童クラブ第二		401-9440
16	諏訪南学童クラブ	諏訪5-1	375-3301
17	西落合小学童クラブ第一	落合5-6	
	西落合小学童クラブ第二		371-5920
	西落合小学童クラブ第三		
18	落合第二学童クラブ	落合4-13	371-8060
19	東落合小学童クラブ	落合3-24	372-3444
20	大松台小第一学童クラブ	鶴牧6-4	371-1151
21	大松台小第二学童クラブ		371-8511
22	南鶴牧小学童クラブ第一	鶴牧5-43	372-5733
	南鶴牧小学童クラブ第二		374-0223

問合せ 児童青少年課 ☎338-6884

放課後子ども教室事業

この事業は、放課後などに学校施設（校庭、体育館、教室等）を活用して、地域の大人の方々のご協力を得て、子どもたちが安全・安心して遊ぶことができる「広場」を提供するものです。

各教室での「遊び」の指導は、安全サポートスタッフリーダーを中心に組織された地域の方々やPTAなどのボランティアにより行われています。

※学童クラブのような預かりの場ではありません

●対象者

主に小学生

●参加方法

- ・各実施校を通じて配布する参加申込書を提出してください。
- ・活動日当日は、交通上の安全確保や安全管理のため授業終了後にランドセルを持ったまま参加します。
- ・終了後は各自解散となりますので、児童が安全に帰宅できるよう、保護者や地域の方々の見守り、ご協力をお願いします。

●費用

無料 ※活動内容により教材費等の実費を負担していただく場合があります

●実施校（※活動日、活動内容は各放課後子ども教室により異なります）

	放課後子ども教室の名称	実施場所
1	南鶴牧小放課後子ども教室	南鶴牧小学校
2	瓜生ひろば	瓜生小学校
3	三小放課後子ども教室	多摩第三小学校
4	東寺方小放課後子ども教室	東寺方小学校
5	聖ヶ丘小放課後子ども教室	聖ヶ丘小学校
6	東落合小HOME子ども教室	東落合小学校
7	連光寺小放課後子ども教室	連光寺小学校
8	諏訪小ふれんず	諏訪小学校
9	西落合小放課後子ども教室	西落合小学校
10	一小放課後子ども教室	多摩第一小学校
11	豊ヶ丘小放課後子ども教室	豊ヶ丘小学校
12	永山小放課後子ども教室	永山小学校
13	貝取小放課後子ども教室	貝取小学校
14	愛和小放課後子ども教室	愛和小学校
15	大松台小放課後子ども教室	大松台小学校
16	北諏訪小放課後子ども教室	北諏訪小学校

問合せ 児童青少年課 ☎338-6917